

公共施設使用料の見直し方針 意見募集の結果

No.	分類	ご意見等	市の考え方等
1	使用料の見直しはマイナス効果	津島市在住者が使用する場合の使用料の引き上げは、「使用料を引き上げる→利用者が減る→使用料収入が減る→経費が賄えなくなる→使用料を引き上げる」の流れになると考えられるので、使用料の引き上げには反対する。経費を賄うためには、現代貨幣理論という理論上からは、市債発行を行うことが妥当と思われる。また、津島市の実質公債費比率が18%未満なので、愛知県などの関与がない。躊躇なく市債発行して、使用料の引き上げを回避することを望む。	<p>市債は、施設の建設費等に活用できますが、管理経費に活用することは、制度上認められておりません。</p> <p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより利用人数が大きく減少することは避けるべきと考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</u></p> <p><u>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更（現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍）します。</u></p>
2	使用料の見直しはマイナス効果	<p>スポーツ人口が減少する中、利用料金が値上げになれば、各競技団体は活動維持のために参加者等への負担増を余儀なくされる。さらなるスポーツ人口の減少、スポーツ振興の足かせになることが想定される。</p> <p>使用料の値上げには反対するが、受益者負担の仕組みは当然である。スポーツに取り組む利用者・団体等の活動が縮小しないよう、使用料見直しに配慮をいただきたい。</p>	<p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、利用者や団体等の活動に大きな支障が生じ、スポーツ振興等に影響することは避けるべきと考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2)基本方針」の中に記載いたします。</u></p> <p><u>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更（現行使用料の</u></p>

			<p>1.5 倍の範囲内で定める→1.3 倍) します。</p> <p><u>「見直し方針 第 3 章 その他の取り扱い (4) 減額・免除の取扱い」</u>の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、<u>団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u></p>
3	<p>使用料の見直しはマイナス効果</p>	<p>スポーツ人口が減少する中、団体の登録料、大会参加費用、その他負担金などが高騰している。使用料の値上げとなれば会の運営に支障が生じる。活動の維持費は、保護者や指導者の負担に頼っている。これ以上の負担増は回避していただきたい。</p>	<p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は 2 割程度に留まっております。利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、利用者や団体等の活動に大きな支障が生じ、スポーツ振興等に影響することは避けるべきと考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第 1 章 基本的な考え方、(2) 基本方針」の中に記載いたします。</u></p> <p><u>「第 3 章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の 1.5 倍の範囲内で定める→1.3 倍) します。</u></p> <p><u>「見直し方針 第 3 章 その他の取り扱い (4) 減額・免除の取扱い」</u>の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、<u>団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u></p>

4	<p>使用料の見直しはマイナス効果</p>	<p>利用料金の値上げは連鎖的に会費等の値上げにつながり、格差を生み、スポーツの振興の足かせになることが予想される。現状としては値上げには反対であるが、状況に応じた値上げは必要と考える。</p>	<p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより、利用者や団体等の活動に大きな支障が生じ、スポーツ振興等に影響することは避けるべきと考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2) 基本方針」の中に記載いたします。</u></p> <p><u>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</u></p> <p><u>「見直し方針 第3章 その他の取扱い(4) 減額・免除の取扱い」の中に後援事業に対する減額・免除を加えるとともに、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</u></p>
5	<p>使用料の見直しはマイナス効果</p>	<p>学校施設利用料金に比べると、見直しによって3倍ぐらいになる施設があり、利用者が減少する。利用者が上昇すると見込での試算は現実的ではない。</p>	<p>現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えています。</p> <p>しかしながら、市としましても、使用料の見直しにより利用人数が大きく減少することは避けるべきと考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「施設の安定的な運営」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方、(2) 基本方針」の中に記載いたします。</u></p> <p><u>「第3章 その他の取扱い、急激な負担増への配慮」の内容を変更(現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍)します。</u></p>

6	サービス等の向上につながる必要がある	利用者に喜んでいただくためには料金の設定を事細かく、また、利用者に協力を得る方法などいろんなことを考慮したら如何か。	使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u>
7	サービス等の向上につながる必要がある	利用者が公平に施設利用できるようにする。特定の個人、団体などが優先的に利用しないように。	使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u>
8	サービス等の向上につながる必要がある	スポーツ人口拡大のために、利用しやすい施設となるよう施設整備を充実していただくことを要望する。	使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u>
9	サービス等の向上につながる必要がある	施設維持管理費の確保の必要性から、受益者負担は当然である。使用料改定も大切だが、利用者が増えるような工夫や取組を検討してほしい。	使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。 <u>ご意見を踏まえ、「見直しにあたっての市政や施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u>
10	受益者負担割合の考え方	利用料金の受益者負担は当然であるが、税金との比率を慎重に検討する必要がある。	受益者負担の割合については、現状において2割程度しかないことや施設維持のための経費の確保の必要性、利用状況への影響等を総合的に勘案し、市と受益者が等分の負担をすることとして5割と設定しています。ご理解とご協力をお願いいたします。
11	使用料の単位の考え方	使用料の単位を百円にするのは、計算がしやすく良いと思う。	利用する方及び徴収する側の利便性を考慮し、百円単位の設定としております。

12	割増料金の設定(市外の利用者)	使用料の割増は、市内、市外の区別をつけない。適正な料金設定をし、多数の方に利用していただくほうが重要。	市外の個人・団体の利用にあたっての割増料金は、各施設の状況に応じて、必要な場合のみ設定する形としております。稼働率が極めて高く、市内の方が利用しにくいような状況等が想定されますが、ご意見のとおり、基本的には、たくさんの方に利用していただくことが重要と考えます。
13	割増料金の設定(営利目的使用)	営利を目的としている団体、個人利用の明確な規則(金額設定等)を設定する。	営利を目的に利用する場合の割増料金は必ず設定することとしています。割増金額等は、施設の状況に応じて設定する形としており、各施設において定義や金額をしっかりと定め運用いたします。
14	割増料金の設定(冷暖房)	料金設定において、「冷暖房利用料金」は、別途徴収で検討したほうがよいと思う。なぜなら、料金設定する際に、少しでも安くでき、そのうえで利用者が必要なものに対して経費を払う。もっと細かく言うならば、机、椅子、その他も利用者負担とし、利用者が必要に応じて倉庫から出して使用後は戻し部屋の掃除をして終了とするのがよいのでは。	冷暖房については、通常の使用料の算定において冷暖房にかかる経費も含めた形で算出しているため、割増料金を設定することは難しいと考えます。その他、有料備品等につきましては、各施設の状況に応じて設定することとなります。
15	新たに設定する場合の考え方	わぎ・語り・伝承の館は、他施設と違い使用料が現行無料となっていることが良くない。今後、「耐震不足」ということで利用者に他の施設に移っていただくときに大きな障害となると思われるから、受益者負担に移行した方がよいと思う。ただし、急激な料金設定になると大きな問題となると思われるため、料金設定については注意が必要である。	わぎ・語り・伝承の館につきましては、新たに料金設定することを想定していますが、高齢者福祉施設という役割や性質面での考慮も必要と考えます。 <u>「見直し方針 第3章 その他の取り扱い (4) 減額・免除の取扱い」の中に「高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」について記載いたします。</u>

16	使用料が下がる場合の考え方	テニスコートの利用料金は値下げの案となっているが、現状のとおりとし、その代わりにコート整備も含め施設整備を充実させてほしい。	<p>今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としており、計算の結果、料金が下がる場合も生じます。</p> <p>しかしながら、急激な変動の抑制、施設維持管理経費の確保の観点から一定の配慮は必要と考えます。</p> <p><u>ご意見を踏まえ、「見直し方針 第3章 その他の取り扱い(3)急激な負担増への配慮」を「(3)急激な負担増減への配慮」に変更し、現行使用料の0.7倍以上で新使用料を定めることを加えます。</u></p> <p><u>「見直しにあたっての施設運営の考え方」について、「見直し方針、第1章 基本的な考え方」の中に記載いたします。</u></p>
17	減額・免除の考え方 (高齢者・障がい者)	老人福祉センター、神島田祖父母の家で、お風呂が利用できると思うが、利用者から使用料をいただいているか。もし、無料で利用者が少人数であっても毎日お風呂を準備しているのであれば大変問題ではないかと思う。有料としても1日利用者が少ない時は経費の都合で利用できないといったことが必要ではないかと思う。	現在、「老人福祉センター」及び「神島田祖父母の家」につきましては、市内在住の60歳以上の方の使用料が免除となっていますが、今回の「見直し方針」では、一定の負担をいただくことを予定しています。経費と使用料のバランスや運用等につきましては、その後の検討課題といたします。
18	減額・免除の考え方 (市の補助団体)	市主催、共催は減免、免除扱いは良いが、特定の団体が年に何度もその恩恵を受けることは問題。市及び市関連団体も利用料を払うべき。市関連の利用、主催、共催の定義、規則を明確にする。	使用料の減額・免除は、例外的な措置として、真に必要な場合のみ適用することとしています。減額・免除を適用する施設においては、定義やルール等をしっかりと定め運用いたします。
19	その他の料金設定に関する調整	施設によって利用目的や利用方法が異なっている。利用者が団体の場合または個人の場合、利用する施設の面積に応じた維持管理費から求める設定など、利用形態に対応した料金設定が必要である。	<p>今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに貸付面積・時間等で算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としています。</p> <p>しかしながら、「見直し方針」では、各施設の状況等を踏まえ、必要な調整を加えることも想定しています。</p> <p>これらの考え方で実際の料金設定を行います。</p>

20	その他の料金設定に関する調整	利用料金は、備品の使用料金を取られるところもあるなど、各自治体でまちまちである。年間の利用料金を参考に過度の負担とならないよう設定すべき。	今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに貸付面積・時間等で算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としています。しかしながら、「見直し方針」では、各施設の状況等を踏まえ、必要な調整を加えることも想定しています。これらの考え方で実際の料金設定を行います。
21	その他の料金設定に関する調整	利用料金は地域によって格差があり、机上の金銭的な論理では解決できない面がある。	今回の「見直し方針」では、施設にかかる経費をもとに貸付面積・時間等で算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としています。しかしながら、「見直し方針」では、各施設の状況等を踏まえ、必要な調整を加えることも想定しています。これらの考え方で実際の料金設定を行います。
22	方針策定の進め方	津島市として市民サービスが十分といえない中で、施設利用者の負担が少ないことは、市民サービスの向上の一環という考え方もできる。 有識者委員からは、値上げしても利用率が下がらないという説明もあったが、実態には即していない。実態を知らない学識者ではなく、津島市の実情、スポーツの実態を知っている人の意見を聞いて進めるべきである。	行政改革有識者会議は、市の行政改革に関する重要事項について、外部の有識者に、客観的・専門的な観点から意見や助言をいただく会議であります。市の実情、実態等については、市民説明会や意見募集等において、利用者や関係者等からご意見をいただくこととしており、双方のご意見等を受け止め精査して方針を策定する方式となります。ご理解とご協力をお願いいたします。